

第20回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月25日(水)午前10時00分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(8名)

会 長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委 員 1番 竹田 浩徳 3番 遠藤 愛 4番 平田 壽和 5番 後藤 満良

6番 勝見 和彦 7番 竹田 総一

欠 席 委 員 2番 阿部 つや子 8番 市川 博幸

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第52号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 5 報告第53号 非農地証明の結果報告について

第 6 報告第54号 現況地目の認定申請について

第 7 議 第 83号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 8 議 第 84号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 9 議 第 85号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第 10 議 第 86号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

第 11 議 第 87号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(使用貸借権の設定)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤賢一、農地主査 竹田智弘、主任 梅津智史、主事 田口実加子

主事 高橋秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により議長となる。)

議長 新野 勝廣

ただ今より、第20回、川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、8名であります。欠席届のあった委員は、議席2番阿部つや子委員、議席

8番市川博幸委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程により進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席1番竹田浩徳委員、議席3番遠藤愛委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については、事務局職員より竹田農地主査並びに梅津主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第52号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

1ページをお開きください。報告第52号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和6年9月25日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。(以下議案書を読み上げる)以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第53号、非農地証明の結果報告について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

2ページをお開きください。報告第53号非農地証明の結果報告について、申請件数は2件です。

3ページをお開きください。願人、●●、大字高山字鹿小屋4488、畑 65 m²です。非農地となった時期及び事由については、昭和44年に自宅を建設して以来、農地としての使用はないという事での申請です。令和6年9月18日に平田委員、後藤委員、事務局で現地調査いたしまして内容に相違ないことを確認しております。

4ページをお開きください。願人●●、大字高山字馬場1375-1、畑 80 m²です。非農地となった時期及び事由については、昭和44年に自宅を建設して以来、農地としての使用はないという事での申請です。令和6年9月18日に平田委員、後藤委員、事務局で現地調査いたしまして内容に相違ないことを確認しております。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、報告第54号、現況地目の認定申請について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

5ページをお開きください。報告第54号現況地目の認定申請について、申請件数は2件です。

6ページをお開きください。申請者●●、大字下奥田字金箭前48-1、田 344 m²、大字下奥田字金箭前65-1、田 228 m²、2筆合計572m²です。こちらは平成30年9月に国道287号の建設のため分筆されました。完全に他の農地と分断されて田としての機能を有しておりません。宅地のそばでもあり畑としての利用を続けているという事で現況地目を畑に変える申請でございます。

7ページをお開きください。申請者●●、大字洲島字新町三2142-4、田 134 m²です。こちらは平成19年に町道敷設のため分筆して以降、道路と宅地に囲まれた土地となっしまい、水利も取れず田としての機能を有していません。申請は雑種地として出しておりますが、税務課と協力して認定書を出す際は適正な地目を出したいと思っております。少なくとも農地ではないという事を確認しております。

2件とも9月18日に後藤委員、平田委員、事務局で現地調査いたしまして、申請の内容のとおりであることを確認しております。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第7、議第83号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 田口 実加子

8ページをご覧ください。議第83号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので、委員会の可否を求める。令和6年9月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字西大塚字高田二2058-1、田 295 m²、計田 2筆 428 m²、畑6筆 1,244 m²、離農、空き家付随農地の取得です。

2番●●、●●、大字時田字浮島1438-2、田 620 m²、計田1筆 620 m²、畑1筆 511 m²、共有地持分譲渡、共有地持分譲受です。

以上 1 番の申請について譲受人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当しておりません。なお2番の申請については全員協議会で説明したとおりとなります。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について、議席4番平田壽和委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号1番について、9月18日に推進委員堀越委員が現地調査をしました。今回の申請は離農、空き家付随農地の取得です譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて総額●●円は妥当と判断します。以上です。

議長 新野 勝廣

続きまして、番号2番の件について、議席7番竹田総一委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号2番について、9月16日に推進委員遠藤委員が現地調査をしました。今回の申請は無償での共有地持分譲渡、共有地持分譲受です。周辺農地への影響はないため、申請内容に問題はないと思います。以上です。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

事務局からの説明、担当委員からの報告が終わりました。

次にご質問等を求めます。ご質問等のある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第84号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 田口 実加子

9ページをご覧ください。議第84号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和6年9月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字上奥田字増沢浦4432、田 880 m²、計田3筆 6,147 m²、貸し直し、借り直しです。

2番、●●、●●、大字吉田字沼田5660-6、田 3,785 m²、計田4筆 14,114 m²、貸し直し、借り直しです。

以上今回の申請について賃借人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項の定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席1番竹田浩徳委員より報告願います。

委員 竹田 浩徳

番号1番について、令和6年9月14日に推進委員後藤委員が現地を調査しました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から10a借賃が増田浦4432、増田浦4433は●●円、それ以外●●円は妥当だと判断します。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

番号2番の件について、本職より報告します。

令和6年9月16日に高梨推進委員が現地を調査しております。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響もないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第85号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 田口 実加子

10ページをお開きください。議第85号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定についての許可申請があったので委員会の可否を求める。令和6年9月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。申請人、場所、付記の順に読み上げます。

1番、●●、●●、大字上小松字赤屋敷497-1、田、1,018㎡、計田5筆7,848㎡、畑7筆1,355㎡、経営移譲年金受給継続、譲受です。続けて資料11ページをご覧ください。

2番、●●、●●、大字時田字新町1525番地、畑、589 m²、計田7筆 27,157 m²、畑2筆 740 m²、経営移譲、譲受です。

以上、今回の申請について借人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 新野 勝廣

次にただ今の説明に関連して担当委員による現地調査等の結果について、報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番について、令和6年9月17日に推進委員嶋貫委員と私で現地調査してきました。今回の申請は経営移譲年金受給継続、譲受です。借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。よろしくお願います。

議長 新野 勝廣

次に番号2番について、議席7番竹田総一委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号2番について、令和6年9月19日に推進委員遠藤委員が現地調査しました。今回の申請は経営移譲、譲受です。借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。よろしくお願います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

休憩に入ります。

(休憩中)

休憩前に戻ります。

質問が無いようですのでお諮りいたします。

本件について、賛成の委員のかた挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件を許可することに決定いたします。

日程第10、議第86号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を上程します。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

12ページをお開きください。議第86号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和6年9月25日提出、川西町農業委員会会長名。

1番、●●、大字西大塚字根岸一3825-1、畑750㎡、第2種農地、使用目的は農家住宅の建設です。補足資料で補足させていただきます。資料の1、2ページは申請の内容です。3ページの部分が今回の申請地です。転用に係る土地利用計画図については5ページのとおりです。総事業費は●●円であり、資金調達は全額自己資金であります。残高証明により確認しております。

汚水・排水は合併浄化槽、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断します。以上です。

議長 新野 勝廣

次にただ今の説明に関連して担当委員による現地調査等の結果について、報告を求めます。

番号1番の件について、議席5番後藤満良委員より報告願います。

委員 後藤 満良

番号1番について、9月18日に平田委員、私、事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は西大塚地内にある第2種農地の「畑」であり、農家住宅を建設するための申請です。転用後は約20cmの盛土を行います。土留めによる法面保護を行い、周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断します。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

委員 高橋 孝博

農家住宅とはどういうものですか。

主査 竹田 智弘

一般住宅と違い、住宅＋農作業小屋などです。

委員 高橋 孝博

そういう括りですか、はい、分かりました。

議長 新野 勝廣

他にご質問等ある方いらっしゃいませんか。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、賛成の委員のかた挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件については許可相当の意見を付し、県知事に送付することに決定いたします。

日程第11、議第87号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

13ページをお開きください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う使用貸借権の設定について許可申請があったので、知事に送付の意見を付けられたい。令和6年9月25日提出、川西町農業委員会会長名。

1番、申請人●●、●●、太字東大塚字本橋1944-5、田 425 m²、第1種農地、使用目的は一般住宅を建設するものです。補足資料で補足させていただきます。資料の7、8ページは申請書の内容です。9ページの部分が今回の申請地です。12ページは転用に係る土地利用計画図です。総事業費は●●円であり、資金調達は全額融資であります。融資証明により確認しております。汚水・排水は合併浄化槽、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断します。以上です

議長 新野 勝廣

次にただ今の説明に関連して担当委員による現地調査等の結果について、報告を求めます。

番号1番の件について、議席5番後藤満良委員より報告願います。

委員 後藤 満良

番号1番について、令和6年9月18日に平田委員、私、事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は東大塚地内にある第1種農地の「田」であり、一般住宅を建設するための申請です。転用後は約90cmの盛土を行いますがL型擁壁による法面保護を行い、周辺農地への影響もないため申請の内容に問題はないと判断します。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、賛成の委員のかた挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件については許可相当の意見を付し、県知事に送付すること

に決定いたします。

これをもちまして、第20回川西町農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和6年9月25日

川西町農業委員会議長	会長	<u>新野 勝彦</u>
議事録署名委員	1番	<u>竹田 浩徳</u>
議事録署名委員	3番	<u>遠藤 愛</u>

